

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号
 名称 株式会社マテック
 代表取締役 杉山 博康



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年12月21日
 許可の有効年月日 令和12年12月20日

1 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油 (揮発油、灯油及び軽油に限り、特定危険物であるものを除く。)
- イ 廃酸 (揮発濃度が2.0以下のものに限り、特定危険物であるものを除く。)
- ウ 廃アルカリ (揮発濃度が2.5以上のものに限り、特定危険物であるものを除く。)
- エ 感染性産業廃棄物

(2) 積替え又は保管の有無 有 (1(1)ア～ウに限る。)

2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
白石区本通20丁目北707-22	630 m ²	1,386 m ³	2.2m	廃自動車(上記1(1)ア～ウ)に限る。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成6年12月21日 新規許可
- 平成11年12月21日 更新許可
- 平成13年11月26日 変更許可 (上記1(1)ア、ウの追加、積替え又は保管に関する事項の追加)
- 平成16年12月21日 更新許可
- 平成21年12月21日 更新許可
- 平成24年9月26日 変更許可 (上記1(1)エの追加)
- 平成28年12月21日 更新許可
- 令和5年12月21日 更新許可

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。